

真岡市消費生活センターだより No.39

消費生活相談窓口 ☎ 0285-84-7830 休日は消費者ホットライン
 場所：真岡市役所2階 月～金曜日(祝日除く) 9～12時、13～16時 ☎188(局番なし)へ

消費生活センターでは、消費者(市民の方)が商品購入などにおいて、事業者と契約トラブルにあった場合に、消費者が自ら解決するために助言や情報提供を行っています。相談内容によっては、適切な専門相談窓口などを紹介しています。なお、個人間トラブル、事業者や個人事業主からの事業に関わる相談などはお受けしていません。

家庭でルールを話し合い
 設定の確認を!



高額請求！ 親や祖父母の スマートフォンなどを使い 子どもが オンラインゲームや投げ銭で 課金

画面ロック
 していなかった

親や祖父母の
 スマホを使わせた

親の操作を見て
 パスワードを覚えていた

無断でクレジットカードを
 持ち出した

事例

親のスマートフォンを子どもに渡してオンラインゲームで遊ばせていたところ、知らない間にゲーム内で50万円以上決済していた。クレジットカード会社からの請求が届くまで気づかなかった。



一度でもクレジットカード情報を入力すると
 スマホ等の設定に自動保存される

高額課金を防ぐポイント

・クレジットカード決済を利用した場合は、その都度カード情報を削除する

・推測されるパスワードにしない
 ・入力操作を子どもに見せない

ペアレンタルコントロールを設定する

パスワードの管理を徹底する

クレジットカード情報の管理

・決済パスワード入力を
 必須にする
 ・保護者に決済メールが
 届くようにする

・アプリのダウンロードや
 アプリ内課金の制限ができる
 例 アプリ内課金
 「許可」するorしない(iPhone)
 「認証」必要or不要(Android)

携帯電話料金合算払いの上限額を設定する

お金がかかるとは思わなかった...

・電話料金合算払いの利用限度額(月額上限10万円)を1,000円単位で設定できる

子どもが操作したとしても
 保護者用のアカウントで課金した場合
 保護者の判断で課金したとみなされ
 未成年者契約の取消が認められない
 ことがあります。



年齢に応じて、お小遣いの範囲でプリペイドカードを利用するのも1つの方法です。

必ず、クレジットカード情報や
 電話料金合算払いの設定確認を!

子ども用のアカウントを作り **フィルタリング** (ウェブ閲覧制限) や
ペアレンタルコントロール (子どものアプリの利用状況を管理できる) **機能を活用しましょう。**

※上記の方法ですべての課金を防ぐことができるわけではありません。設定等は携帯電話会社に相談しましょう。